

横浜市告示第 55 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

1 検査区域

南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区

2 検査対象

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。ただし、ひょう量 1 トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用するひょう量 1 トン未満の特定計量器を除く。

3 検査期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

5 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会

理事長 阿南久